

関連文書の抜粋

「国民生活における安全・安心の確保策について」
(平成19年6月4日国民生活審議会意見)

「長期戦略指針『イノベーション25』」
(平成19年6月1日閣議決定)

「日本経済の進路と戦略」
(平成19年1月25日閣議決定)

「国民生活における安全・安心の確保策について」

(平成19年6月4日国民生活審議会意見)

(抜粋)

企業等の社会的責任の取組促進

規制改革の進展や「官から民へ」の流れの中で、国民の利益を保護・実現するために、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組の必要性が一層拡大している。中でも、国民生活の安全・安心を確保するためには、官による規制や監視・監督の強化だけでなく、製品や施設の提供者としての企業等²⁴が、それぞれの社会的責任²⁵を果たしていくことが重要である²⁶。

(1) 企業等の取組を支える環境整備の必要性

社会的責任の取組を促進するためには、企業等とステークホルダー²⁷が相互に情報を交換し、対話や連携を図るなど、両者の双方向の関係を強めることが求められる。中でも、積極的な取組を行っている企業等が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すことが重要である。

しかし、企業等と個々のステークホルダーの間に情報や専門知識、資源の格差があることに鑑みれば、上記のような好循環が、両者の関係だけで自律的に創出されると考えることは難しい。好循環を作り出すためには、企業等が自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすだけでなく、消費者団体、労働組合、NPO等や専門家、さらには行政を含む各主体が、上記の格差を埋める役割を積極的に果たすことにより、

²⁴ 製品や施設の提供者としての行政を含む。

²⁵ 我が国には、現在のところ社会的責任に関する通説的な定義はないが、国際的には様々な定義付けの試みがなされている。特に、ISOが開発中の社会的責任に関する国際規格(ISO26000)は、将来的に、国際的な定義についての一つの目安になることが予想される。では、便宜上、ISO社会的責任作業部会第4回総会(2007年1月開催)において決議された暫定的な定義に従うものとする。すなわち、社会的責任とは、「組織が、その意思決定と活動(財やサービスの提供を含む)が社会や環境に及ぼす影響に対して、透明で倫理的な行動を通じて果たす責任のことであり、そうした行動は、持続的発展や社会的厚生と整合的で、ステークホルダーの期待に配慮したものであり、適用され得る法令を遵守し、国際的な行動規範に整合的で、組織の活動に統合されたものである(内閣府抄訳)。」ただし、(3)における取組の実施に向けた検討にあたっては、上記規格の今後の策定動向との整合性に十分留意する必要がある。なお、上記規格は、法令遵守を上回る組織の活動を奨励するものであり、かつ、マネジメント・システム規格ではなく、適合評価や認証に供されることを目的としたものではない。

²⁶ 安全・安心の確保に向けた企業等の社会的責任に係る取組としては、例えば別紙のような項目が考えられる。

²⁷ 組織によって影響を受けるか、組織に対し影響を与える個人又は集団。「利害関係者」と訳されることもある。製品や施設を提供する企業等にとってのステークホルダーとしては、例えば、消費者、投資家、労働組合、従業員、地域住民、NPO、取引先企業等が想定される。

社会全体として、個々の企業等に社会的責任の取組に向けたインセンティブを付与する環境を整備することが不可欠である。

このことにより、～で述べてきたような取組が自律的に推進され、官と民のパートナーシップが実効性を持って機能するようになるものと考えられる。

(2) 各主体が果たすべき役割

環境整備に向けた上記の各主体の役割としては、例えば以下の取組が考え得る。

企業等や事業者団体の役割

- ・ネガティブ情報も含めた積極的・網羅的な情報開示や、消費者団体、NPO等による評価を通じて、自らが発信する情報に対する信頼性を向上させること。
- ・実効性ある対話を通じて、ステークホルダーの期待や要求を把握すること。
- ・事業者団体については、会員企業の取組を監視・監督したり、自主行動基準の指針の策定等を通じて会員企業の取組を支援すること。

消費者団体、NPO等の役割

- ・企業等の取組を評価し、その結果をわかりやすく個々のステークホルダーに伝えること。
- ・ネガティブ情報を積極的に開示した企業等を公正に評価するなど、長期的な視点に立って幅広い角度から透明性と公正性を確保しつつ評価を行うこと。
- ・一般の消費者等の多様な期待や要求を把握し、企業等に提示すること。

専門家の役割

- ・大学等の教育・研究機関や各主体の組織内部において、各主体の役割や主体間の対話を補助するとともに、人材の育成や横断的な交流を進めること。

行政の役割

- ・法令や規制を適切に整備・運用すること。
- ・各主体の自主的な取組や情報交換・コミュニケーションが進む環境を整備すること。特に、消費者の自立支援等についての行政の責務や、各主体間の情報や専門知識、資源の格差を踏まえ、各主体への社会的な支援の枠組みを整備促進すること。
- ・上記の役割を果たすにあたっては、縦割り行政の弊害を除くため、関係府省庁が十分に連携して対応すること。

(3) 社会的責任の取組促進に向けて必要な取組

社会的責任は、あくまで法令や規制の枠組を超えた民の自主的な取組として進められるべきであり、政府が個々の企業等の取組に直接的に介入することは望ましくない。「官から民へ」の流れの中においては、上記のような各主体の役割について、対話の場の提供を通じて共通の認識を醸成し、民の自主的な取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進することが、官の役割として重要となる。そこで、上記を踏まえ、社会的責任の取組促進に向けた方策の一環として、以下の取組を行うべきである。

「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」の開催

個々の企業等の取組を支える環境を社会全体として整備するため、事業者団体代表、消費者団体代表、労働組合代表、投資家代表、その他のNPO代表、専門家及

び行政によって構成され、参加者自身が主体的に運営を担う包括的で透明性のある対話の場として、政府は「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」（以下、「円卓会議」という。）を開催する。円卓会議の目的や検討課題、具体的な形態や運営方法については、以下の基本方針に従って、今後の国民生活審議会にて更なる検討を進める。

- ・環境整備のために各主体が果たすべき役割について、具体的な経験や情報を共有しながら、主体間で共通の認識を構築する。
- ・各主体が上記の役割を果たせるようにするため、これらに対し間接的な支援を行うことや、社会的責任投資や社会的責任調達の促進等、環境整備のために政府が措置すべき方策について提言を行う。
- ・円卓会議は、関係府省庁間の横断的な連携の下に開催する。なお、安全・安心の確保に係る分野を超えた包括的な議論を行う必要がある場合には、関係者の合意と参加を得るとともに、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保するものとする。
- ・円卓会議の運営方法については、参加者自身が主体的に関与し得る運営の在り方について、今後具体的な検討を進める。

地域における社会的責任の取組促進

地方公共団体の代表に対して、必要に応じて、円卓会議への参加を求める。さらに、各地域においても、各主体の対話の場を整備することも考えられる。

各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の促進

各主体が上記の役割を自律的に果たせるようにするため、専門家の育成や横断的な交流の支援等を通じ、各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）を促進する。具体的な方策については国民生活審議会にて検討を進める。

(参考)安全・安心の確保に向けた企業等の社会的責任に係る取組例

1. 推進体制等

- ・自主行動基準の策定・開示，経営トップのコミットメント
- ・CSR・法令遵守推進本部の設置など横断的・包括的な推進体制の整備
- ・体系的で効果的な教育・研修プログラムの策定・実施
- ・自主行動基準の違反行為に対する対応手順や賞罰の規定・周知・運用
- ・効果的なモニタリング・監査体制の整備
内部通報窓口・ヘルプラインの設置・運用，内部・外部監査体制の活用，経営へのフィードバック
- ・緊急事態時の対応方針の策定
消費者への初期対応等を定めた緊急対応マニュアルの作成など

2. 情報開示・提供

- ・消費者への情報提供の在り方
適正で正確な広告・表示，使用方法等の正しい知識の普及など誤使用回避に向けた情報提供や警告表示，不利益情報の提供，子ども・高齢者・障害者等に配慮した情報提供
- ・重大な欠陥情報・事故情報・苦情情報の開示方針の策定と運用

3. 製品開発・管理体制等

- ・原料受入れから出荷に至るまでの体系的な品質管理体制の整備
- ・誤使用の類型抽出等を踏まえた誤使用防止に向けた製品開発
- ・子ども・高齢者・障害者等に配慮した製品設計
- ・自主的な製品回収
回収実施基準の策定・開示，業界や商品の特性に応じた効果的な告知方法の検討

4. 苦情・処理相談制度

- ・苦情・相談処理制度の整備
苦情・相談窓口や手続きの消費者への明示，苦情・相談事例の公表，苦情・相談情報を再発防止策や製品開発に活かす体制の構築，外部機関によるあっせん・調停・仲介手続や費用情報等の明示

5. 取引先事業者

- ・取引に際する取引先事業者のCSR・法令遵守への取組の考慮

「長期戦略指針『イノベーション25』」

(平成19年6月1日閣議決定)

(抜粋)

第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

1. 社会システムの改革戦略

(1) 早急に取り組むべき課題

1) イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備

イノベーションを誘発する新たな制度の構築

・ 安全・安心の確保のための新たな官民パートナーシップの構築

国民生活における安全・安心の確保のため、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門家及び行政により構成される「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」を開催する等、官と民との新たなパートナーシップの構築を推進する。

「日本経済の進路と戦略」

(平成19年1月25日閣議決定)

(抜粋)

日本経済の進路と戦略(平成19年1月25日閣議決定)

第2章 目指す経済社会の姿

(3) 健全で安心できる社会

(規律が機能する社会)

健全な市場社会の規律が働き、各経済主体がルールに従って公正に競争することについて、経済主体間の信頼関係が確立されてこそ、活発な経済活動が可能となる。また、努力が正当に報われてこそ、活力ある社会がつくられる。このような社会の基盤として、透明で規律の高い公正な市場を確立する。そのために、「規制から規律へ」の観点に立って官主導の規制社会から脱却する。